

## 学校感染症による出席停止について

学校保健安全法第19条により、生徒が学校感染症にかかった場合、出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることになっています。医師より学校感染症と診断された場合には、直ちに学校へ連絡してください。治癒後、再登校する際には、「登校届」が必要となります。一宮北高校公式ホームページからもダウンロードできます。必要事項を御記入のうえ、登校初日に学級担任まで提出してください。

### ●学校保健安全法に定められた「学校において予防すべき感染症」

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルス） 鳥インフルエンザ（H5N1）（H7N9） 中東呼吸器症候群（MERSコロナウイルス）	治癒するまで
第二種	①インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く） ②百日咳 ③麻疹（はしか） ④流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ⑤風しん ⑥水痘（水ぼうそう） ⑦咽頭結膜熱（プール熱） ⑧結核 ⑨髄膜炎菌性髄膜炎 ⑩新型コロナウイルス感染症	①発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで ②特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ③解熱した後3日を経過するまで ④耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ⑤発疹が消失するまで ⑥すべての発疹が痂皮化するまで ⑦主要症状が消退した後2日を経過するまで ⑧、⑨病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ⑩発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※その他の感染症等で御不明な点がございましたら、保健室までお問い合わせください。